

情報 I 補足

情報の定義とその性質 (informatics I-002) に関する

- ・情報の残存性・複製性・伝播性のほかに、(①) (ひとによって情報の価値が変わる)と(②) (発信者や受信者の意図が影響する)

情報の定義とその性質 2 (informatics I-003) に関する

- ・情報を多くの人に伝えるための手段を(③) と呼ぶ
 - ・新聞・本・テレビ・ラジオ・雑誌・スマホなどの情報を届けるための道具や仕組み
 - ・表現メディアで作られた情報が、伝達メディアで運ばれて、情報メディアを通して人に届く

個人情報 (informatics I-006) に関する

- ・個人情報保護法における個人情報の定義
 - ・「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、又は個人識別符号が含まれるもの」
- ・個人情報の提供と流出
 - ・ポイントカード等を用いれば誰が何を購入したかのデータを集められる
 - ・スマートフォン等で撮影した写真は位置情報データがメタデータとして保存されている場合がある(保存しない設定も可能／ふつうの SNS では、そのような情報は削除して投稿される)
 - ・どの Web ページをどのくらい利用したか(Cookie), Google の検索履歴、位置情報(IP アドレス), SNS のいいねや投稿などにより、個人に最適化された広告が配信されることがある
 - ・Web サイトの閲覧履歴や購入履歴や検索履歴などの情報を収集することを拒否することを DNT (Do Not Track) という
 - ・本物に似せた偽サイトに誘導し、フィッシング詐欺によりユーザ ID とパスワードを入力させて個人情報を得る場合がある
 - ・ユーザの行動や情報を、こっそり収集して外部に送るスパイウェアによる流出や、その一種であるキーボードで何を入力したかを監視し送信するキーロガーなどによる流出がある
 - ・いわゆる特定厨は、一つ一つはそれほど価値のない情報であっても、複数組み合わせることで特定する
 - ・個人情報に対して適切な保護措置を行っている会社はプライバシーマークが取得できる

知的財産 (informatics I-007) に関する

- ・著作物
 - ・小説、音楽、絵画、映画、写真、コンピュータプログラム等、思想または感情を創作的に表現したもの
 - を(④) といい、それを創作した人が(⑤) である

- ・共同で創作した場合、(⑥) となり、創作に寄与した全員が著作者となる

- ・小説の漫画化など創作的な加工により創られる創作物は二次的著作物である

- ・詩集や百科事典などの編集物は編集著作物となる
- ・著作権の例外

- ・憲法や裁判の判例や保護期間が切れた場合などは、著作物を利用する際に著作者から許諾を得る必要はない

- ・引用や私的使用等、著作物を無許諾で利用できる場合があるが、著作者人格権は保護されている

- ・著作権者の利益を害さないように条件が厳密に定められている
 - ・引用では、どの著作物を引用したか明らかにするなど

知的財産権

・産業財産権

- ・特許権(0→1, 製作方法など高い技術)
- ・実用新案権(1→2, 1→10, 形状や構造の改善など小さい技術)
- ・意匠権(デザイン)
- ・商標権(ロゴ, ブランド)

・著作権

- ・著作者の権利
 - ・著作者人格権
 - ・公表権
 - ・氏名表示権
 - ・同一性保持権
- ・著作権(財産権)
 - ・教科書 186 ページ(いろいろ)

・著作隣接権

- ・実演家人格権
 - ・教科書 186 ページ(いろいろ)
- ・財産権
 - ・教科書 186 ページ(いろいろ)

・その他

情報社会 (informatics I-008) に関する

- ・情報社会でのコミュニケーション

- ・SNS 等不特定多数と情報交換ができるようになったが、サイバー空間でも物理空間と同様モラル(考え方と態度)とマナー(好ましい行動)がある

- ・インターネットは完全な匿名ではない

- ・個人に最適化された情報のみが与えられることが多く、同じ意見ばかりに囲まれることがある(エコーチェンバー)

- ・コンピュータを仕事で活用することに適応できないテクノ不安症や、過度に依存してしまうテクノ不安症などがある

- ・スマホなどを長時間利用するあまり、日常生活に支障を来すネット依存の疑いがある若者もいる